平成25年10月15日

各　位

会社名　阿波製紙株式会社
代表者名　代表取締役社長　三木　康弘
（コード番号：3896　東証第二部）
問合せ先　取締役執行役員 経営管理部長　吉井　康夫
（TEL．088－631－8101）

平成25年3月期中間配当金手続きに関する再発防止策および事後処理について

当社は、平成25年6月11日付の「平成25年3月期中間配当に関するお知らせ」により公表いたしましたとおり、平成25年3月期の中間配当金は本来採られるべき会計上、法律上の手続きを欠いた会社法上の違法配当であることが判明し、取締役の責任において配当額相当金の補填を実行いたしました。この一連の経緯（以下「本件」）に関しまして、第三者調査委員会より原因および再発防止策の提言ならびに事後処理の方向性について報告書を受領いたしました。報告書の内容につきましては、平成25年9月17日に公表いたしました「平成25年3月期中間配当金手続きに関する第三者調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」をご覧下さい。この報告書において指摘を受けました事項および再発防止のための提言について検討し、再発防止策並びに今後の対応を決定いたしましたのでご報告いたします。

記

１．第三者調査委員会より指摘された原因

⑴問題を全体として統括する組織体制や人材の不足

①問題点を事前に認識し、もしくは問題が生じる危険性を察知し、専門家に問い合わせ確認を依頼するなど経営リスクに適切に対処すべき部署又は司令塔が存在しなかったか、または有効に機能しなかった。

②各部署の担当領域を超えた全体の合理性・適法性をチェックできる体制ではなかった。

③会社法の知識不足のため十分な指示や確認ができず、今回の事態に陥った。

④監査法人や顧問弁護士等の専門家の活用が不十分であった。

⑵ガバナンス力の不足

①当社の取締役と執行役員との兼務状態は、取締役５名のうち、代表取締役を除いた４名が執行役員を兼務し各部の長も務めている。執行役員７名のうち取締役を兼務していない者は３名である。取締役の職責は他の取締役の行為に対してはこれを監視する義務であるが、使用人兼務取締役の使用人の職務が大半を占めると、取締役の職責に影響が生じうる。当社の場合使用人兼務取締役の使用人度合いが大き過ぎるのではないか。

②会社の経営に対し社長と責任の分担を図る業務執行取締役が現状選任されていないのではないか。

③以上からガバナンス体制の再検討を提案する。

２．第三者調査委員会より提言いただいた再発防止策

⑴経営リスクに対処しうる総合部署やその司令塔となる人材の確保

本件のような法的、会計的な経営リスクに対し、適切かつ迅速に対処しうる総合部署やその部署を統括する司令塔となりうる人材がさらに必要と考える。

経営リスクに対し各部署を統括して判断を行い、経営者のサポートをすべき部署の設置を検討する必要がある。

(2)本件の発生原因や再発防止策の社内意見の集約と総括の実施

(3)経営リスクに対処する法的・実務的知識の適切な研修体制の整備

本件を契機として関係役員・監査役や幹部職員等に対する定期的な研修や知識修得のための勉強の機会を付与する仕組みを構築すべきである。

(4)外部専門家とのコミュニケーションの確保

当社の契約した外部専門家といかに適切なコミュニケーションをより一層図るべきかを制度的に研究する必要がある。

３．再発防止策

第三者調査委員会より上記の提言をいただき、このことを真摯に受け止め検討いたしました結果、内部管理態勢の強化の方針に基づき当社の再発防止のための対応は次のとおりといたします。

(1)経営リスクに対処しうる総合部署の設置およびガバナンスの強化

第三者調査委員会の報告書におきまして、当社では経営リスクに対処しうる総合部署として法務部やそれに類する部署の設置と人材の確保を検討すべきとの提言をいただいておりますが、法的観点からのチェックにつきましては、顧問弁護士や監査法人とのコミュニケーションを密にして対応してまいりたいと考えております。従いまして経営リスク対応部門の設置につきましては、今後の当社の状況を鑑みて決定してまいりたいと考えております。

ガバナンス体制の強化につきましては、当面の対策として決裁権限の一部を執行役員に委ねることとし、取締役が本来行うべき時間の捻出を図りました。中長期的な観点からみた当社の経営体制のあるべき姿につきましては、社外取締役の選任等今後社内で検討を重ねてまいりたいと考えております。

(2)配当手続きの明確化およびチェック機能の強化

①本件を契機に剰余金処分案の作成から配当にいたるまでの業務フローを作成し、マニュアル化いたしました。分配可能額の算定に際しては決算担当部署が「剰余金の分配可能額計算書」等の基礎資料を作成し、その後担当取締役、監査法人、監査役、取締役会の各段階でのチェック機能が働くようにいたしました。なお業務フローおよび剰余金の分配可能額計算書は法令に適合しており、内部統制上の有効性を確認できるものであります。

②分配可能額計算書の検証で回付する場合は財務諸表を添付いたします。

③財務報告に係る内部統制の評価の範囲に本年度から剰余金の処分を追加し、内部統制の観点からもチェックすることとしました。

(3)外部専門家への適法性の確認依頼

今後、「剰余金処分の件」の取締役会議案については、「剰余金の分配可能額計算書」を作成し社内で十分な確認を行った後、付議前に監査法人および会社法に精通した顧問弁護士にチェックを依頼します。

(4)法令教育の充実

役員および執行役員は最低年に１回、原則期初に顧問弁護士等による法令研修を受講いたします。なお第１回研修は顧問弁護士を講師として 10 月 10 日に実施いたしました。

決算担当部署につきましては従来より外部セミナーに参加しておりましたが、今後一層積極的に研修会に参加させ、専門知識の習得に努めます。

４．本件の事後処理

(1)会計上、法律上の結末

緊急措置として代表取締役社長による中間配当額相当金の補填を行いましたが、当該補填金につきましては、平成 26 年３月期第 2 四半期決算におきまして特別利益として処理を行います。また配当金を受け取られた善意の株主様への返還請求はいたしません。

本件の顛末につきましては、本年度の事業報告に記載し、次回定時株主総会におきまして株主様への報告事項とさせていただきます。

(2)本件関与者の処分

当社は本件の重大性について厳粛に受け止め深く反省し経営責任を明確にするため、平成 24 年 11 月 8 日開催の取締役会決議に参加し、「平成 25 年 3 月期中間配当金決定の件」に賛成いたしました取締役の月額報酬について以下の金額をそれぞれ平成 25 年 10 月から３ヶ月間減額する処分といたします。

経理担当取締役は役員報酬の 50%、

その他現取締役は役員報酬の 10%、

元常勤監査役の顧問は顧問料の 50%、

元取締役の顧問は顧問料の 10%

また同日の取締役会に出席しておりました社外監査役からは監査役報酬の 10%を平成 25 年 10 月から３ヶ月間自主的に減額するとの申し出を受けております。

(3)中間配当額の補填金の処理

代表取締役社長が中間配当額相当金の補填を行いましたが、各取締役および監査役の責任の度合いに応じ、負担を行うこととしました。

５．今後の見通し

本件発生の事態を真摯に受け止め、二度と今回のような事案を発生させないよう再発防止策を実施いたしますとともに、内部管理態勢の構築に努めてまいりますので、関係の皆様方にはご理解の程お願い申し上げます。

以上